

平成27年12月22日

関係者各位

京都司法書士会  
会長 森中勇雄

「当会会員の業務上横領の疑いに関する報道について」(会長声明)

平成27年12月21日、当会所属の司法書士が、業務上横領の疑いにより、近く在宅起訴されるとの報道がなされました。

司法書士は、国民の権利の擁護と公正な社会の実現をその使命とし、市民の皆様への信頼に応えるべく、誠実に業務を遂行する職責を担っておりますところ、当該会員の行為はその信頼を著しく損ねる行為であり、大変遺憾であります。関係者及び市民の皆様へ御迷惑や御心配をおかけしたことについて、司法書士会として、深くおわび申し上げます。

今後、このような事態が起こることのないよう、再発防止に取り組み、会員の指導を強化していく所存です。